

令和 6 年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 7 年 2 月 6 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 6〕

① 件 名																								
中心市街地賑わい創出事業の見直しについて																								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																								
【背景】 令和 2 年 3 月に内閣府の認定を受けた第 3 期石巻市中心市街地活性化基本計画に基づき、令和 3 年度から中心市街地賑わい創出事業を実施してきたところであるが、令和 7 年 4 月を始期とする第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画において、中心市街地の空き地や空き店舗等を活用した事業に対する支援を強化することとしている。 【目的】 中心市街地賑わい創出事業の見直しを行い、魅力ある店舗や施設を増やし、中心市街地全体の賑わい創出を図る。																								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																								
【根拠法令】 中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 1 中心市街地活性化を推進する																								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																								
令和 3 年 6 月 石巻市空き地空き店舗活用事業助成金交付要綱の制定 石巻市マンガロード新名物創出事業補助金交付要綱の制定 令和 6 年 1 月～ 事業内容を関係者と協議 令和 6 年 1 0 月 総合計画実施計画裁定 令和 7 年 1 月 令和 7 年度当初予算裁定																								
⑤ 主な内容																								
1 新規事業 街なか出店サポート事業 中心市街地の空き地・空き店舗等の調査・整理を実施するとともに、中心市街地内の出店を検討している事業者への不動産情報の提供や事業立案支援を行う窓口として（仮称）街なか出店サポートセンターを設置、運営する。 2 継続事業 (1) 空き地・空き店舗活用事業助成金 中心市街地の空き地や空き店舗を活用して事業等を行う者に、物件の購入費・賃借料及び整備費を助成するもの。 【主な変更内容】 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">改正後</th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <td>空き店舗の定義</td> <td colspan="2">原則 1 階又は 2 階にある路面店</td> <td colspan="2">1 階にある路面店</td> </tr> <tr> <td>対象要件</td> <td>営業時間</td> <td>午前 8 時から午後 8 時までの間に 3 時間以上営業する日が週 4 日以上</td> <td>営業時間</td> <td>午前 1 1 時から午後 6 時までの間に 3 時間以上営業する日が週 5 日以上</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>空き店舗を賃借する場合</td> <td> 【賃借料】 助成率 1 / 2 以内 助成限度額 月 1 0 万円 </td> <td>空き店舗を賃借する場合</td> <td> 【賃借料】 助成率 1 / 2 以内 助成限度額 月 1 0 万円 </td> </tr> </table>					区分	改正後		現行		空き店舗の定義	原則 1 階又は 2 階にある路面店		1 階にある路面店		対象要件	営業時間	午前 8 時から午後 8 時までの間に 3 時間以上営業する日が週 4 日以上	営業時間	午前 1 1 時から午後 6 時までの間に 3 時間以上営業する日が週 5 日以上	補助金の額	空き店舗を賃借する場合	【賃借料】 助成率 1 / 2 以内 助成限度額 月 1 0 万円	空き店舗を賃借する場合	【賃借料】 助成率 1 / 2 以内 助成限度額 月 1 0 万円
区分	改正後		現行																					
空き店舗の定義	原則 1 階又は 2 階にある路面店		1 階にある路面店																					
対象要件	営業時間	午前 8 時から午後 8 時までの間に 3 時間以上営業する日が週 4 日以上	営業時間	午前 1 1 時から午後 6 時までの間に 3 時間以上営業する日が週 5 日以上																				
補助金の額	空き店舗を賃借する場合	【賃借料】 助成率 1 / 2 以内 助成限度額 月 1 0 万円	空き店舗を賃借する場合	【賃借料】 助成率 1 / 2 以内 助成限度額 月 1 0 万円																				

		※12か月以内 【整備費】 助成率 1／2以内 助成限度額 100万円		※12か月以内 【整備費】 助成率 1／2以内 助成限度額 50万円						
(2) 街なかイベント開催助成金 石巻市中心市街地活性化協議会が実施する「街なかイベント開催助成金」に対して、引き続き補助を行うもの。 なお、令和7年度以降については、文化・芸術関連のイベントも対象とする見込みである。										
3 廃止事業 マンガロード新名物創出事業 中心市街地活性化のため、石ノ森章太郎作品及び石ノ森萬画館にちなんだ漫画家の作品に関連した商品の開発及び販売を行う事業者に対し、商品開発費、著作権に関連する経費及び広告宣伝費の補助を行うもの。 【廃止理由】 近年の知的財産権の管理厳格化に伴い、マンガキャラクターを活用した商品開発が困難となっており、今後の実績が見込めないことから本事業は廃止とする。										
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） 【影響・効果】 市民や観光客、学生等が集まる店舗や施設が増えることで、中心市街地の賑わい創出が図られる。 【市財政への負担】 <table><tr><td>1 街なか出店サポート事業</td><td>4,900千円 (内訳) 調査関係4,200千円、運営費700千円</td></tr><tr><td>2 空き地・空き店舗活用事業助成金</td><td>7,500千円 (内訳) 1,500千円×5件</td></tr><tr><td>3 街なかイベント開催助成金</td><td>3,000千円 (内訳) 250千円×15件＝3,750千円 ※うち750千円は中心市街地活性化協議会負担予定</td></tr></table> (財源) 一般財源 15,400千円 (※上記事業は第4期石巻市中心市街地活性化基本計画における中活ソフト事業の対象事業として、経費の1／2が特別交付税の算定対象となる。)					1 街なか出店サポート事業	4,900千円 (内訳) 調査関係4,200千円、運営費700千円	2 空き地・空き店舗活用事業助成金	7,500千円 (内訳) 1,500千円×5件	3 街なかイベント開催助成金	3,000千円 (内訳) 250千円×15件＝3,750千円 ※うち750千円は中心市街地活性化協議会負担予定
1 街なか出店サポート事業	4,900千円 (内訳) 調査関係4,200千円、運営費700千円									
2 空き地・空き店舗活用事業助成金	7,500千円 (内訳) 1,500千円×5件									
3 街なかイベント開催助成金	3,000千円 (内訳) 250千円×15件＝3,750千円 ※うち750千円は中心市街地活性化協議会負担予定									
⑦ 他の自治体の政策との比較検討 東松島市 空き店舗等活用支援補助金（最大60万円） 登米市 ビジネスチャンス支援事業補助金（最大74万円）										
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 <table><tr><td>令和7年2月</td><td>市議会第1回定例会に係る予算案について提案</td></tr><tr><td>令和7年3月</td><td>助成金交付要綱等の制定 第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定</td></tr><tr><td>令和7年4月</td><td>事業開始</td></tr></table>					令和7年2月	市議会第1回定例会に係る予算案について提案	令和7年3月	助成金交付要綱等の制定 第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定	令和7年4月	事業開始
令和7年2月	市議会第1回定例会に係る予算案について提案									
令和7年3月	助成金交付要綱等の制定 第4期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定									
令和7年4月	事業開始									
⑨ その他										